

定 款

大阪市城東区鴫野東1丁目2番1号

カラスタンダード株式会社

タカラスタンダード株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社はタカラスタンダード株式会社と称し、英文では TAKARA STANDARD CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 住宅設備機器及び建築材料の製造並びに売買
2. 球類製品其原料及び化学製品の製造並びに売買
3. 金属類の機械器具の製造並びに売買
4. 化粧品及び化学薬品(劇毒物ヲ含ム)の製造売買並びに輸入
5. 住宅並びに土地の売買及び各種建設工事の設計施工、請負
6. 土地、建物の賃貸借・管理及び開発
7. 有価証券の売買、保有および運用
8. 以上の事業に関連する附帯事業
9. 前記各号に関連する事業への投資

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は1億5,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社は100株をもって単元株式数とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿の作成並びに備え置きその他の株式に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則によるものとする。

(基準日)

第12条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要のあるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(定時総会、臨時総会)

第13条 定時総会は毎年6月に、臨時総会は必要のある場合隨時これを招集する。

(総会の招集)

第14条 総会は法令に別段の定めがある場合の外、取締役会の決議に基づいて社長が之を招集する。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は社長がこれに当り、社長に事故あるとき、予め取締役会で定めた順に従って他の取締役がこれにあたる。

(総会の決議)

第17条 総会の普通決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって行なう。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数及び選任)

第19条 当会社に取締役 25 名以内を置き、株主総会で選任する。

2. 前項による取締役の選任決議については議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第20条 取締役の解任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上によって行う。

(任期)

第21条 取締役の任期は選任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。但し、補欠によって選任された取締役は前任者の残任期間と同一とする。

(代表取締役、役付取締役の選任)

第22条 取締役会は、その決議により、代表取締役 3 名以内を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長 1 名及び取締役社長 1 名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き会長が招集し、その議長となる。

会長欠けたるときは社長、社長事故あるときは予め取締役会で定めた順に従って他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集は会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定)

第25条 会社の業務執行は取締役会之を決す。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数及び選任)

第28条 当会社に監査役4名以内を置き、株主総会で選任する。

2. 前項による監査役の選任決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。但し、補欠によって選任された監査役は前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集は会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第35条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。

(剰余金の除斥期間等)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金には、利息をつけない。

(令和 5 年 3 月 2 日 改正)